

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団

虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的な考え方

障害者や高齢者等への虐待は、人権侵害であり、尊厳の保持を妨げる違法行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法等の法律の理念に基づき、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の提供するサービスの利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、虐待を防止するとともに虐待の早期発見・早期対応に努める。また、事業団職員は、次に掲げる虐待に該当する行為や虐待を疑われる行為を行わない。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。
また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により利用者に精神的、情緒的苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為・性的接触・性的嫌がらせをすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2 虐待防止のための組織体制に関する事項

虐待の発生防止と虐待行為が発生した場合に適切な対応を行うことを目的として、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を法人と各事業課毎に設置する。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止の徹底を行うものとし、次のとおり実施する。

- （1）定期的な教育・研修の実施（年1回以上）
- （2）新任職員への研修の実施
- （3）その他必要な教育・研修の実施

4 虐待又はその疑い（以下。「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待等の通報を受けた場合は、「社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団 虐待防止・対応マニュアル」に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につながるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につながるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、「お客様の声対応マニュアル」の定めにより解決を図るものとする。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

9 その他虐待防止の推進のために必要な事項

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則 この指針は令和5年12月1日から施行する。